

第11回 岡山市学校給食運営検討委員会会議概要

< 1 > 日時・場所

日 時：平成19年6月4日(月) 10:00 ~ 12:00

場 所：保健福祉会館9階大会議室

< 2 > 会議の概要

1 開 会

教育次長から「本検討委員会では、食に関する指導の充実、安全・衛生管理、効率的な運営、社会的な要請に応えた学校給食の4点について、毎年度、目標の評価・点検を行い、その上で市の学校給食の運営向上に努めてきた。今年度は、これまでの市の取り組みを点検した上で、学校給食の今後の民間委託等のあり方について、意見集約をお願いするため、新たに17名に拡大してこの検討委員会で審議を賜りたい。」とあいさつがあった。

2 説明及び協議の概要

事務局： 委員の方の交替及び新規の委員様を紹介する。

なお、継続委員様の委嘱機関は、平成18年2月8日から平成20年2月7日となっている。

これからの会議の進行を、岡山市教育行政審議会専門委員会規則第5条により、森会長にお願いする。

会 長： 傍聴希望者はいるか。

事務局： 1人。

会 長： 傍聴を許可するというだけでよいか。

委 員： よろしい。(許可する。)

会 長： 審議を行うにあたり、岡山市の取り組みの現状について、改めて整理しておく必要もあるので、学校給食運営の現状について説明を事務局からお願いする。

事務局： 教育委員会が平成14年3月に決定した民間委託への移行に関する第1次中期計画が、平成20年度までであることから、本年度、これまでの取り組みの評価・点検を行い、今後の民間委託等のあり方についての方針を決定することとしている。そこで、前提となる学校給食制度、これまでの経過、取り組みについて概要を説明する。

学校給食制度は、学校給食法第1条で、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とする」とされている。

また、第2条の「学校給食の目標」として、義務教育諸学校における教育の目的を實現するために次の4つの目標の達成に努めなければならないとされている。

(1)日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

(2)学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

(3)食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

(4)食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。」

この学校給食法ができた昭和29年当時とは、学校給食制度の時代背景も大きく変わってきているが、望ましい食習慣の形成と良い人間関係や社交性を育成していく上で、学校給食は非常に重要な教育活動の一つであると考えている。今後も、子どもたちが様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう、見直しや改善を行いながら継続していくことが必要と考えている。

国は食をめぐる現状に対処し、食育を国民運動として推進するため、平成17年7月に食育基本法を施行した。これまでも体験活動や啓発普及により、食育への取り組みを進めてきているが、生活習慣病の増加や朝食の欠食に代表される栄養の偏りや食習慣の乱れ等、問題解決の道筋が見えないため、国は「食育推進基本計画」を策定した。朝食を欠食する子どもの割合を0%にすること、学校給食での地場産食材の使用割合を30%にすることなどが、学校給食に関連する数値目標として掲げられており、食育の総合的な促進に関する事項としては、家庭・学校・保育所・地域等における食育の推進ということで、幅広く連携した取り組みが求められている。学校給食においても、ますます食育への取り組みが期待されており、児童生徒の調和のとれた「知育・徳育・体育」の向上を図るためには、その基礎となる食育が重要であると考えている。本市においても今年度、保健福祉局が中心となってこの策定に取り組む予定である。

岡山市では、従来から食に関する指導の充実を図るため、学校栄養職員を全校に配置し、給食を生きた教材として、その指導に努めている。

岡山市学校給食の実施状況は、平成19年5月1日現在では、後楽館中学校を除く全129校の児童生徒数57,717人に、主食・牛乳・副食による完全給食を実施している。

実施方式及び運営方式は、小学校と中学校の合計で、各学校に調理場がある単独校方式は99場、99校、その内の民間委託運営が27場、27校となっている。隣接の小・中学校を1つの調理場でまかなう親子校方式は1場、2校で、民間委託で運営している。共同調理場方式は7場、28校で、その内の4場、16校が民間委託で運営している。

共同調理場方式で行っている7つの学校給食センターのうち、16年までは岡山市の給食センターは、「岡山給食センター」「上道給食センター」「興除給食センター」の3カ所だったが、合併により「御津」「灘崎」「建部」「瀬戸」の4つの各給食センターが増えた。「灘崎」「建部」「瀬戸」の3つの給食センターは市が直営で運営し、その他は委託で運営している。

「岡山市学校給食運営審議会答申の概要」は、平成11年8月に設置した学校給食運営審議会から、平成13年4月24日に「学校給食のあり方について」として頂いた答申の概要である。基本的な考え方として、学校給食制度は、開始当時とは社会的背景が大きく変化した中で、学校給食の役割は終わったという考え方もあるが、次世代を担う児童生徒にとって、集団のマナーやルール、経費負担の仕組みなど教育的な意義は依然として大きなものがある。一方で、学校給食の運営については、給食の安全・衛生の水準を確保し、質を向上させつつ、人件費をはじめとする経費削減に取り組むべきであり、運営体制のあり方を見直し、新しい時代のニーズに対応した効果・効率的な運営をめざす必要がある。なお、見直し・改善に当たっては、児童生徒の視点に立ち、取り組む必要がある。また、時代の要請に合わせた関係者の役割と責任を明確化すべきである。」などが示されたものである。

今後の学校給食のあり方として、「健康教育の観点」「安全・衛生管理面の観点」「効

率的な運営面の観点」「その他運営改善上の観点」の4つから、食器の改善、自校献立の推進、米飯給食の拡大、保温・保冷車の導入、ドライシステムの導入、衛生管理体制やシステムの充実強化、民間委託の拡大、定年制の見直し、食材購入方式の改善、ふれあい給食の実施、食物アレルギーへの配慮、コストのチェック、節減経費の還元制度などのほか、具体的な提言が行われたものである。

以後、教育委員会では、この答申を受ける形で、学校給食の運営について「食に関する指導の充実」「安全・衛生管理」「効率的な運営」「社会的要請に応えた学校給食」などの取り組みを始めた。

この取り組みについて、本運営検討委員会において、チェック機関としての役割を担っていただき、毎年度、目標と結果の点検を行ってきた。

目標の取り組み経過は、平成14年度当初からの項目は、毎年度の結果点検によって、実施済みの項目は廃止し、時代にあった項目に見直しを行うとともに、新たな項目設定を行いながら改善してきた。答申で提言されたものの内、実施できたものとして、食器の改善、自校献立の推進、米飯給食の拡大、保温・保冷車の導入、定年制の見直し、節減経費の還元制度などの項目は省略した。

概要を説明すると、食に関する指導の充実として、食生活教材や地場産食材等の活用による各教科等における指導は、担任や学校栄養職員等が各校で年間計画を策定しながら、特別活動などの授業で食に関する指導に取り組んできており、平成18年度には、全校で平均2.5単位時間の指導が確保できている。食べ残しの減少は、残量率15%未満を目標に掲げ、献立内容や味付け、給食時間の工夫、食指導の充実を図りながら給食の提供に努めており、平均では目標を達成して残量率も低下傾向にあるものの、学校格差の是正が問題としてあるので、学校職員全体でさらに取り組むことの必要性を感じている。市内産・県内産の地場産食材使用促進については、市給食会やJA、地元生産者等との連携により、重点目標として掲げて取り組んでおり、品目数では33.6%と、国が目標としている30%を上回っている。給食実施回数の増加については、学校給食が生きた教材として重要であることから、指導の充実を図るため、校内での給食回数の確保に努めるもの。食に関する指導研究会という項目では、岡山県小・中学校教育研究会岡山市給食部会でブロック単位で給食主任と学校栄養職員が協力して授業研究に取り組み、継続的に進めてきている。

安全・衛生管理については、学校給食を運営する上では欠かせない項目であり、衛生管理水準の向上を重点目標に、ドライ運用の推進、作業工程表や動線図の作成などによる日々の衛生管理の取り組みや、市独自の衛生管理マニュアルの作成など調理業務の改善が進んでいる。外部機関による緊張感のある管理体制としては、岡山市の保健所の計画に基づく指導監視が抜き打ちで行われ、2年間で全学校給食施設の監視を行うという体制が継続されており、細やかな指導を受けている。また、調理場独自の自主的な衛生検査の実施では、各調理場で洗浄度や細菌検査等の点検を行い、作業の見直しをしているが、実施率は十分とは言えない。食材点検の充実としては、検査時期を変えて、給食食材について細菌検査や残留農薬等の検査を、回数を増やしながらか計画的に実施し、安全な食材の確保に努めている。

効率的な運営として、給食運営経費を社会的評価に耐えうる水準に低減することを目標に、職員に係る経費を民間委託や栄養職員の県費職員への振り替え等の項目として掲げて取り組んでおり、一定の成果をあげてきた。保護者負担の増加抑制では、給食費は天候の影響が大きいものの、献立の工夫や食材調達で平成10年度より食材費基準額を据え置くことができていた。

社会的な要請に応えた学校給食として、アレルギー等への対応は年々増える傾向にあ

り、学校給食での対応が求められている。各校の規模、対象者の人数、アレルギーの種類、施設設備など条件が異なる現状で、一律とはいかないが、各学校・給食施設で前向きに対応をしている。学校給食運営委員会は、各校内に設置し、学校関係者や給食関係者、PTAの代表等で組織して、「学校給食の献立について」「学校給食における衛生管理について」「その他学校給食の充実発展に必要なこと」を研究協議しており、実施校は増えているものの目標には達しておらず、開催の工夫なども提案しながら充実してまいりたい。スクールランチセミナーの開催は、夏季休業中などを利用して、学校栄養職員を中心として、保護者と児童生徒を対象に料理教室と食の指導を行うもの。毎年の積み重ねにより、現在ではPTAの方や地域の栄養委員さん等と連携しながら全中学校区で開催を続けている。また、親子料理教室や試食会、バイキング給食、招待給食など弾力性のある学校給食の実施に努め、保護者・地域の方・就学前の子ども・高齢者等と交流を進めて、開かれた学校づくりに向けて給食は大きな役割を果たしていると考えている。

民間委託の実施に当たっては、いくつかの学校で試行を行った後、「学校給食調理業務等の民間委託への移行順序について～第1次中期計画」を、平成14年3月25日に教育委員会として決定し、以後、これに沿って順次行ってきた。

第1次中期計画では、児童生徒にとって、真に有益な学校給食となるよう努めるとともに、安定的、継続的に学校給食を運営するために、目標として、直営と民間委託について児童生徒数で半々の配分をめざす中で、移行順序として民間委託の希望校を優先するが、まず給食センターから移行し、次に中学校、続いて小学校を移行するとし、具体的には「平成14年度に赤田の岡山給食センター、平成15年度に上道給食センター、平成16年度から20年度にかけて中学校」を移行するとしたもの。

基本的には給食センターの民間委託を先行させ、中学校までを移行するというのが第1次中期計画の骨子だった。一方で、この中期計画の決定以後の平成16年度と18年度の合併により、御津、灘崎、建部、瀬戸の4給食センターが増えた。この内、御津給食センターは、合併前に既に民間委託されており、また、瀬戸給食センターは合併時の協議の中で、民間委託の方向で検討が行われてきた経過もある。

こうしたことから、瀬戸、灘崎、建部の3給食センターを、第1次中期計画の方針に沿って、早期に民間委託による運営に移行し、給食センターの管理運営体制の一体化を図って行くことについても、本検討委員会で議論をいただき、意見を集約いただければと考えている。

民間委託の実施については、平成12年度には小学校1校と中学校1校を民間委託し、以降、計画に沿って順次移行し、今年度は中学校3校と小学校1校を民間委託した。

結果、民間委託率も上がってきており、平成14年度の10.2%に対して、5年経過後の今年4月1日現在の民間委託率は、合併した4町の学校を含む全市の児童生徒数の割合で、32.7%となっている。学校数では、全市の中学校36校のうち31校、小学校93校のうち14校、合計45校が民間委託による運営となっている。学校給食の1食当たり単価は、保護者負担分も入れて平成11年度の738円から徐々に低下し、平成17年度は634円となった。

公費負担額は、法律の定めによって、職員に要する給与その他の人件費と、施設及び設備に要する経費、施設及び設備の修繕費その他の物件費は、学校の設置者、即ち岡山市が負担しなければならないと定められている。公費負担分には、実際に給食に携わる栄養士、給食調理員の給与のほか、直接ではないが、給食事務に関わっている事務関係職員の給与も含まれている。また、施設の整備や運営、維持費として、消耗品、修繕料、衛生検査費用、機械等の保守点検料、調理場の消毒清掃処理料、調理場の新設や改修工

事費、調理用機械器具の購入費、その他種々の費用が含まれている。1食当たり単価の公費負担額の減少は、民間委託の実施が主な要因ではあるが、維持管理費の節減などの効果も含まれている。

一方、保護者負担額については、公費負担以外のものが保護者負担とされ、現在、主食・牛乳・副食等の食材料費、燃料費等を負担いただいている。公費負担とされる経費の増減により、保護者負担額が変わるものではない。ただ、これに含まれる食材料費等については、価格が保護者負担に影響として出るが、保護者負担の抑制に努め、ほぼ据え置かれている結果となっている。

人件費の推移は、栄養士、給食調理員、給食関係事務職員に係る人件費の年度別の推移で、平成11年度が41億25百万円に対し、平成17年度が30億43百万円となっている。この人件費には、本人支給分ではなく、事業主が負担する健康保険料等も含まれている。

人件費の減少分のうち、民間委託によって節減された経費については、学校教育施設の充実のため、次年度以降の5年間について、節減額の平均6割を基金として毎年度積み立てを行い、児童生徒が使用する教材器具、学校教育施設・設備、学校給食用設備・備品等に充てている。

学校給食における民間委託の範囲は、委託業者では、調理業務、食器の洗浄、調理場の洗浄、残滓処理などの業務であり、給食運営の総括、献立の作成、食材や調味料の購入等は、従来どおり、市の栄養職員が行っている。児童生徒にとって、給食を調理する人が変わるということはあるが、提供される給食には差は生じない。一方、子どもたちへの食の教育については、委託業者ではなく、学校と市の給食関係者が連携して、保健体育科、技術家庭科、総合学習、学級活動などの時間に行っている。

給食調理業務等について比較すると、給食調理業務での民間委託のメリットや課題として、調理上の安全衛生面や質は直営同様に確保される一方で大きな経費節減効果がある。また、時間や時期の繁閑に応じて柔軟な人員配置が可能であるなどのメリットがある反面、受託業者の倒産や事業撤退の可能性がある。その場合、特に一定数以上の事業場を受託した業者であったときは、万一の場合に備えて行っている保証人契約においても対応が困難になる可能性がある。また、人員が流動的な業者では、作業効率が不安定になったり、事業所でのノウハウの蓄積が低下する可能性がある。

一方、直営では、学校職員として児童生徒と食育などの関わりをもつことができるとともに、専門職としてノウハウが蓄積され、技術的な能力も高い反面、夏期休業など3期休業中の職員の有効活用や、人件費が高いなどの課題がある。

なお、金額は、給食1食あたりの経費のうち、給食調理に係る人件費のみを比較している。直営、民間委託とも、このほかに、学校栄養職員や給食事務関係職員の給与、施設の整備・維持管理等に係る経費がかかっている。

現在、10社に対して、32施設、45校を民間委託しているが、内容的には、そのうちの5社で、23の施設(割合では7割以上)、学校数では36校(割合で8割)の委託を受けている結果となっている。

過去に委託した業者の中には、会社自体の経営状況の悪化から次年度の契約を見合わせたものが1社、事業の採算性から契約の更新を辞退した会社が1社ある。

新規の委託実施にあたっては、市が学校給食調理や弁当等の配食について契約を締結できる登録業者の全社に対して、委託の応募の説明を行ったうえで、申し込みのあった業者に対して、請負金額、衛生・安全管理体制、勤務・研修体制や給食への取り組み姿勢等による選定を行い、委託先を決定している。

結果的には、委託先の状況として、平成17年度以降に新規に委託を受けた業者はな

く、委託先が固定化しつつあり、1社当たりの委託校数が増える状況が出てきている。

市では、毎年度、委託先の全施設を対象に、校長と学校栄養職員による業務点検を行っており、その中では、業務管理の面から、体制について「食数に見合った人員配置になっているか」などの7項目、事務処理について「月別業務計画書」などの8項目、併せて15項目の定期的な点検評価を行っている。

また、これとは別に、他の施設に勤務する栄養士と保健体育課職員が加わって、作業状況の面から、食材管理で5項目、調理・洗浄作業で31項目、施設管理で4項目に関する点検評価を行っている。

プラスの評価意見としては、各事業所に委託業者が指導助言者を置いたり、代員体制や研修体制が確保され、またチームワーク等で業務執行が年々レベルアップしていると言ったものや、問題なしという施設も多い反面、マイナス面では、全体としては限られているが、会社の管理部門による現場の把握や、対応が遅れ気味といった評価意見もあった。

指摘のあった事項については、業者から改善報告の提出を受けて、その後のフォローアップを行っており、目に見えて改善されていく様子が出ていることの確認ができています。

日々においても、業務指示書、衛生管理簿、作業工程表、作業動線図や調理場の訪問などで、学校長や給食担当者などが、状況をチェックしており、改善にもつながっている。

民間委託によって、民間委託業者と直営との切磋琢磨の状況も出てきている。例えば、PTAも入って各学校に設置されている給食運営委員会では、給食が美味しくなったとの声も出てきている。直営部門では、今年度、直営職員のノウハウを活かした独自の衛生管理マニュアルが作成された。また、食べ残しの率も、食の指導や献立・調理の研究・工夫等もあって、小学校では平成13年の8%から平成18年に5.8%へ、中学校では平成13年の13.5%から平成18年に10.8%へと低下傾向にある。家庭・地域との連携による食育の推進でも、保護者対象の試食会や子どもと高齢者が一緒に給食を食べる「ふれあい給食」を119校で実施するといった広がりも出てきた。

学校給食調理業務の民間委託については、平成14年3月に決定した民間委託への移行に関する第1次中期計画が、平成20年度までの計画であることから、本年度、その評価・点検を行い、今後の方針を策定するにあたり、まず民間委託等に係る今後のあり方を中心に、検討委員会として意見を集約し、提言をいただきたいと考えている。

会長：事務局から、学校給食運営に関する経過についての説明があったが、この経過を踏まえて審議をお願いしたい。全体を通して、質問も含めて意見等いただきたい。

委員：民間委託について、倒産や事業撤退、作業効率の低下というマイナス面について、契約上や説明の中でどのように担保されているのか。倒産したから翌日から給食はないというわけにはいかないからその辺りはどうなっているのかお尋ねしたい。もう一点、今食育のことが全国的に、文科省をあげて行われているが、民間業者の関わりはあるのか。

事務局：倒産云々ということについては、保証人の契約をとって万一の場合に備えている。今までの経過では、三期休業中に切り替わったことはあった。食育ということについては、試食会や学校の食教育等に民間の委託業者も協力するという形で契約の中でお願いしている。

委員： 倒産等についての保証人というのは具体的にはどういう形か。

事務局： 別の給食業務の会社を保証人としてつけているので、代わりに業務をおこなうことになる。

委員： 民間委託の業者は朝早いところでは7時頃から来て仕事をしていると聞いているが、そのときの市の学校栄養職員は一緒に出勤をしているのか。また、何故そんなに早くから仕事をしなければならないのか。

事務局： 食材が入ってくるのが時間的に早いということもあるが、業者がまずは受け取りを行うことに契約の中でなっている。市の学校栄養職員の勤務時間は8時半からである。

委員： 食材を確認するだけのために来ているということか。

事務局： 受け取ったあと衛生面について確認したり下準備も若干入ってきたりする。食材の検収時間は7時半からと仕様書の中で示している。

委員： 民間の方だけで目の届かないところで仕事をやり始めているということで理解したらよいか。

事務局： 受取や検査は確かに職務の内容として行っている。ただそれを最終的に確認するのはあくまで学校長や市の学校栄養職員等である。

会長： 今まで委員会はチェックが主だったが、今後の検討ということが入っているので、学校給食の今後のあり方についての議題に入りたい。一番大きなことの一つは、民間委託に関する事。これは経費が絡んでいるので、経費と効果のこと。それから2番目には、食育という問題、3番目には、何処が担当しようとも安全あるいは衛生管理といったことが問題になる。そういったことから皆さんのご意見をお聞きしたい。

まず、民間委託について、現在は33%ぐらいの委託率だが、これからどのようにすればよいか。この委託率を増やすのが効率的で良いという意見もあるが、逆に、委員からも質問があったように、倒産とか何らかの会社の不都合があった場合にはどういうふうに運営していくか、契約にあるといってもどう運営していくかということもあるので、議論していただきたい。

委員： 新しく入ったり替われ委員の方が多数になった。したがって今の事務局の説明だけでは、わからない部分があるのではないかと。そうすると、わからないままに今後どうするかといっても、柱を立てるにしても、うやむやのままで進行するという可能性がある。今日結論を出さないといけないということではなく、まだ第一回目の会合であるから、今までの状況を充分委員が認識して、中身もそうだが、答申に沿って今まで行われてきたのかどうか、一番基本的なことも含めて少し質問の時間をとったら良いのではないかと感じるが、いかがか。

会長： 今後のことを検討するにしても、過去のことがどうしても出てくる。新しい委員の方、今までの事務局の説明に質問はあるか。

委員： 今まで民間委託をしてきた中で、その努力の成果はあがっているということだが、民間委託を希望する学校があれば小学校・中学校を問わず優先するとあるが、民間委託すればどういうふうの効果があるとか、保護者はもちろん生徒自体にも具体的に情報が公開されているのかどうか、どういう段取で民間委託を希望するという声はその学校で多くなったと判断するのか、どういうふうに進めているのか。

会長： 民間委託の手続きについて説明を。

事務局： 学校給食全体として保護者のかたへ「よりよい学校給食をめざして」というパンフレットを作って、その中で、順次民間委託を拡大していること、民間委託とは、調理業務や食器洗浄や残菜処理に限定して専門の業者に委託し、献立作成や食材・調味料などの購入、食教育は今までどおり市が行い、万が一民間委託実施後に問題が生じたとしても、これまでどおり市が責任を持って問題解決に当たるとのこと、また民間委託により節減効果があるということをお知らせしている。

委員： そのお知らせをして、次はどのようにするのか。声の吸い上げは。

事務局： 各学校には学校給食運営委員会があって、学校給食の献立や学校給食について協議をいただいているが、そこで委託校であろうと直営校であろうと声を拾っている。実際に委託するときは保護者を集めて説明会等をして民間委託に入るという手続きをとっている。

委員： 今までの取り組みの経過の説明で、実施済みとか見直しをしたものについては載せていないということだったが、答申でスタートしているものが経過でわかるようにしてもらった方がよい。実施回数の増加というところについて、中学校には試験などもあり、小学校と中学校では学校の状況が違うと思うので、もう少し小学校ではこう、中学校ではこう、というように教えてほしい。調理場独自の自主的な衛生検査の実施で、実施率は低いとあるが、どういう見解なのか、低いけどいいのか、もう少し努力しないとけないのか、どういう課題があるのか教えていただきたい。

民間委託が今後の議論の大きな柱になると思うが、児童生徒数と委託率は平成19年度までになっているが、今後のことを考えるときには、20年度とか21年度とかの児童生徒数の見通しがあつた方がいいと思う。人件費の推移について、決算に基づいているということで平成17年度までになっているが、18年度決算見込みとか、19年度の当初予算とか、言える範囲で概算でもいいと思うが教えてほしい。

受託業者の撤退の理由を言えれば言っていたきたい。業者の委託料が幾らなのか、是非議論する上で資料が欲しい。もう一つ、今年の2月議会で質問があつて答えているが、平成17年度の民間委託について、それを直営でやったら幾ら、臨時・パートでやったら幾らという資料を議論のために提供していただきたい。

事務局： 答申を受けて実施した取り組み状況について、改めて資料として示す。給食の回数については学校によりばらつきがある。平成18年度で言うと小学校の平均は184日、最高は189日、中学校は平均で171日、最高は188日。これはそれぞれに参観日等色々な行事等が学校によって違うためだが、できるだけ学校給食を等しく皆さんに提供して、学校教育の一環としても多い方がいいということで、学校にお願いしている。

検査の実施率が低いことについて、委託先については業務委託契約の中で、学校給食

衛生管理マニュアルに沿って実施することとして、その状況をチェックしており業者まかせということではない。学校では衛生管理のマニュアルが今年できた中で、これから引き上げていこうと前向きに考えている。簡易検査で出来るものもあり、日々の洗浄度のチェック等も有効であるので、定期的な検査等も働きかけていきたい。

20年度以降の児童生徒数の変化について、どこまで見込めるかというのもあるが、低下傾向にはあってもここ1、2年は合併により増えている。古い数字になるが、平成6年の小学校中学校の児童生徒数が62,753人で、これを1とした場合に平成19年度が0.923という数字になっている。ただしこの中には御津・灘崎・瀬戸・建部の合併が入っている。合併の入っていない平成15年度では53,338人で、0.850になり、約10年で0.15下がってきている。こういうところから推計していくことになるが、次回どこまでの精度でできるかわからないが、20年度以降のものを用意する。

人件費の推移については、18年度の決算見込みをつかんで次回用意させていただく。採算上の問題で撤退ということについて、委託料が厳しいのではないかとということもあるが、会社によっては事業開始当初に慣れるために人員をたくさん投入して、最初のころは厳しかった面もある。一部には積算の厳しさがあるのかなという感じもする。それが採算性の問題で、あと一社はあくまでも会社全体としての経営状況が悪化したということで、次年度の契約を辞退した。それぞれの会社の委託料については、児童生徒数によって引かれたラインにより調理員の積算人員が変わり、積算金額が変わる。

委員：実績の額が知りたい。

事務局：実績ということで次回出す。

委員：民間委託と直営の両方で、一つは食育という面で差があるか、調理品質の面で差が出ているのか、わかれば参考にしたい。民間と直営で大きな差があれば、そこを押さえないければならない。一つは民間委託であっても直営であっても、食育に関する部分は教育の一環として学校栄養職員等が中心となる。給食の中には食育の面と食事を提供するという調理の実務の2つがある。今の民間委託の方向性としては、あくまでも食育の部分は直営というか学校の教育の一環として今後も維持して、給食を提供する調理の部分については、教育の一環と言うよりは食事を出すということであるから民間委託していても良いという考え方で、こういう方向が生まれているのかということを確認したい。

事務局：食育は直営・民間委託を問わず学校栄養職員が中心となっていって、そこでの差はないと考えている。調理員も参加はしていくが中心は学校栄養職員となる。給食の回数についても学校行事の関係ではかわってくるが直営・民間委託では変わってこない。学校ではスクールランチセミナーや親子料理教室等もやっているが、民間委託でも契約条項にあって協力いただいている。

委員：受託業者の倒産や事業撤退の可能性があるので課題となっているが、バックアップ体制がとられていると聞いた。業者の都合で撤退されるというのはどこでもあること。そうすると課題として改めてあげるのはいかがなものか。それから、人員の出入りが多い業者は作業効率が低下する傾向があるということだが、これによって具体的に給食が間に合わなかったということが何回もあった、或いは終わりまでに片付けが出来なくて学校が大変迷惑したという事例があったのか、尋ねたい。

事務局： 業者の撤退ということについては、保証人という制度がある。極端な例で岡山市ではないが、1社が15施設も16施設も持っていた場合に本当に保証人がすぐにそれをカバーできるか、今のところそのような事例はないが、一つの可能性としてないわけではないので、そういうことも趣旨として申し上げた。

委員： 当市の方針では、そういうことは無いということか。

事務局： そういう意味だ。17年度以降に新規参入業者がない。その中で例えば5000人の生徒に対してやっているところを、4000人やっているところが保証する。制度上は逆にそのくらいの規模でないと保証できないが、ただ現実それが出来るかということも我々としては、どんどん民間委託ということではなくて、考える必要があるという意味で活字にして出させていただいている。

委員： わかった。現実には起こっていないが、他都市でもこういうことがあって、可能性は無いとは言えないということ。それは当然だと思う。

事務局： 民間委託して作業効率が低下して給食が間に合わなかったというようなことがあるかということについては、委託の最初のころは5分程度児童生徒に我慢していただくというようなことはあったように聞いているが、20分も30分もという例は聞いていない。

委員： 色々事務局に対する宿題も出てきた。この際、宿題として調べておいてもらいたいことを言ってもらってはどうか。

委員： 今回新しく7人入られて、大所帯になっている。この委員会の委員を4、5年は務めているが未だによく分からない。特に専門以外の分野はよく分からないが、役割を、私なりに自覚して委員会に入ったつもりでいる。当時は平成14年3月25日に出された中期計画に沿って、具体的にその推移を見守っていくということが役割であったのではないか。こういうテーマで確認していくんだということでメニューを揃えてもらって今日に至っていると理解している。そして5年間研究を進めたうえで、この後どういう課題に取り組んだらいいのか、その目標はどうかということがこれから我々が取組まなければならない大きな課題であると理解している。

質問だが、市教委の出された資料(第1次中期計画)の中では、「平成20年度までの第1次計画を定める」と書いてある。現在は19年度だ。いったい我々はいつからいつまでの計画を念頭におきながら検討するのか。おそらく市教委としては次の第2段階の計画を出すのだろうが、そのために我々が色々な意見を出し、それが次の計画に反映されていくと思うが、その計画はいったい20年度からか、21年度からか、それが何年まで続くのか、今すぐやるべき問題なのか、5年10年かけて詰めていく課題なのか、その辺りをもう1回確認したい。

事務局： 第1次中期計画のなかに、「平成20年度までの計画を定め・・・」とあるのでその部分について評価点検をいただいて、その後の部分について基本的な考え方を示しただくということにまずはなろうかと思う。第1次中期計画の中ではセンターから移行を始めて中学校までを行うということがある中で、合併によって3センターが直営で入ってきている。これは第1次中期計画の中でさばくことだということになれば、それでいいが、いやそれはまた別の議論だということになれば、20年度までのところではな

く議論しなければならないことになる。基本的には21年度からの計画をお願いしたいと思っているが、20年度にセンターも移行するという点について、それはどうかということがあれば、その部分も検討の範囲に入ってくるのではないかと考える。スパンの話としていつまでのことをとということであるが、ここについては将来のあり方ということでは今申し上げにくい、前回の14年から20年度まで7年間ということであるので、5年から7年といったところを目安とする考え方が一つ、そして更にそれを飛び越えて、もうあるべきところを踏まえて、5年から7年を一つの区切りとして議論いただければと思っている。

委員： おそらく会社の計画は、これから何年後というような漠然とした計画は持たないと思う。つまり、21年度から始まって最後は何年度かという目標値があって初めて具体的なイメージが湧いてくるのであって、その先は5年後か7年後か分かりませんという答えでは、非常に不安に思う。その辺をきちんと出してほしい。我々の仕事は、20年度までの計画が具体的に19年度どこまで進んでいるか、その確認がひとつ、もう一つは21年度以降の計画を具体的に示していく、これが17名の来年2月7日までの仕事と理解してよいか。

会長： 今まで、第1次中期計画に基づいて実際に実施されているかどうかということのチェックが主であったが、今回は新しく21年度からの今後の計画ということであるので、何年から何年まで、どういう目標を持ってということを一応提示してほしい。

委員： 第1次中期計画には、目標として、直営と民間委託については児童生徒数で半々の配分を目指す、それで改めて第1次計画となっているので、基本的にはここが目標で行き着くところであり、その中で1次計画、いわば2次計画となると思って参画した。目標というのは、これは改めて変わるといふことは無いと認識している。

事務局： 基本的には第1次中期計画を踏まえながら、これに基づき、計画を進めてきた。基本的な方向性、官民の切磋琢磨による給食の質の向上を図りつつも、合理的な学校給食の経費削減をしていこうという大きい目標は変わっていない。今後、多角的な意見をいただき、それに基づき教育委員会としての今後の方針を示すという手筈になってくるので、この場の意見等によって、どのような基本的認識、方向性に影響がでるかというのは、今後の皆様方の意見、この会の成り行きに影響をうけるところはあるものと基本的には考えている。

委員： 第1次中期計画を作成した時点での文面であったと承知している。したがって、これから21年度以降についてここで1年足らずの間協議して、第2次の中期計画を出すということではないかと理解している。当然ながら第1次の計画については考慮にいれながらも、さらに諸状況は急激に変化しているので、今後、5年から7年かなというような悠長なことでは。

この前NHKで夕張市と岡山市の財政状況のことが放映された。岡山市が5、6年先には財政再建団体になる可能性があるというふうに言われている。そういう時期と、14年とでは全く状況が違っている。本当に真剣に考えていかないと、我々市民のにとっては、特に高齢者にとっては財政再建団体になると岡山市を逃げなければならないことになってくるのではないかとテレビを見て思った。5年から7年という悠長なことではなく、も

っと短期間に的を絞って、目標とすべき項目もいろいろあげないで、是非必要だということに絞って鋭意協議し、具体的に数値で表していくというようにした方がいいのではないか。それだけ切羽詰った状況にあるという認識をしている。食育にしても、財政状態にしても或いは他の諸々のことにしても、そう思っている。その辺のことも勘案しながら第2次の計画を作ったらいいのではないかと思っている。

会 長： 今後計画を出すのに必要なデータ或いは情報を提供していただく。どういうものを提供していただければ良いかという意見を伺うのが先かと思うがいかがか。

今後計画をたてるに必要な資料や情報、データといったものを事務局に要望していただきたい。

委 員： 民間委託の優れた面の中に大きな経費削減効果があるということ、その中で児童生徒に立った学校給食ということを考えてときに、例えば直営の調理員のように児童生徒との関わりを持つことが出来るというようなメリットを教えていただきたい。

委 員： 私どもは組合だが、生産者の方と結びついた給食ということをやっている、2004年の職員がやってきたことの実践集だが、よければこの次、教育委員会から資料を送るときに、了解がいただければ是非配布していただきたいというのがひとつだ。それから、7000億の借金ということだけが流れていくというのはいけない、交付税措置とか色々なことを含めて実際どうなのかということの資料を、財政と相談して言ってほしい。あわせて、学校給食で起債の借金があるのかも出してほしい。

委 員： 冊子の配布は大賛成。平成20年度を目途に、灘崎、建部、瀬戸の給食センターを民間委託するという方向で行うについて、合併のときの協定書でそれはだめだといったことは無いのか、ここでやるやるといっても実は付帯条件でそれはダメだとなっていたのでは、具合がわるいので、その辺はどうなのか。もしそれが無ければ大いに推進したら良いと思う。

会 長： 合併のときのことをもう一回調べてみてほしい。そのうえで合併したところの給食場の民間委託をするか否かということ議論していけば良いのではないと思う。他に中期計画の第2次の内容を考えるにあたって何か資料の要望があれば。

委 員： 一度実際に給食を作っているところを見学に行かせて欲しい。こういう資料で、数字はこうだというのではなく、実際にはもっといろんな声があるだろうと思われるので、直営の学校から民間委託の学校にかわった学校栄養職員が、戸惑ったところ、また、良い部分はあるのか、この会議の場所だけで判断するのは難しいと感じている。

会 長： 旧委員は大体、給食センターとか学校の給食場など既に行っているが、新規のかたが増えたわけだから、そういった現場を知りたいという声があるので事務局で考えていただきたいと思うが、いかがか。

事務局： 希望する方の中で機会は設けて行きたいと思っている。

委 員： 可能であれば願います。民間委託推進派だが、民間委託を進めるうえでひとつ大きなネックになっているのが、調理場の職員つまり市の職員が定年を迎えて自然に辞めら

れていくのを待って比率を上げてきたというのが実態だ。果たして現在の市職員の年齢構成がどうなのか、これから5、6年かけてどういう構成具合になっていくのか、そのデータを直接見たいと思うが、それは可能か。

会 長： この問題は次回に出していただければと思うが。

事務局： 確かに団塊の世代というのは世間一般でもあるので、そういうデータを用意させていただく。

委 員： おおざっぱなものではなくて、1歳刻みで。

委 員： データというよりも、この委員会は何を目的とする委員会で、何を議論して欲しいのかを明確にしてほしい。学校給食の運営全般のことなのか、民間委託についてどうするかということを議論するのか。中期計画の第1次はあくまでも民間委託の移行についての計画で、その第2次を検討するだけで良いのか、それとももっと食育だとか、食育推進基本計画だとか、岡山市が今後政令市を目指していくという状況のなかで、今後の学校給食を運営するもの全般についても議論するのか、何をこの場で期待されているのかというのを、少し明確に。運営委員会の進め方等について、次回最初に説明していただけると的を絞って議論しやすくなる。

会 長： 次回に対するご要望があれば簡単に。先ほどでた色々宿題があるが、それを次回に提出していただきたい。

事務局： 多数の資料請求のあった件については、事務局で大至急資料を揃えて次回の開催にむけて配りたいと考えている。事務局としては民間委託の今後のありかたについて最初に議論を絞っていただいて、中間のまとめをいただきたいと思っている。そういう方向でお願いしたいと思っている。

次回の検討委員会は7月中旬に予定している。用紙に委員の都合を記入してほしい。本日、欠席の委員の予定を確認して、早急に日程を決定して改めて知らせる。

会 長： それまでに資料がでるか。

事務局： もう少し早めに資料は各委員へ送るように努力する。

会 長： 今までのチェックだけというような委員会ではなく、今後の運営に関する内容についての意見聴取ということになるので、よろしく願いしたい。

次回の検討委員会は7月中旬頃を目安に事務局で調整をお願いする。これをもちまして第11回「岡山市学校給食運営検討委員会」の協議を終わる。

閉 会： 教育次長から挨拶